

# 「高額介護（予防）サービス費（年間上限分）等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」について

## 1. 申請書を使用する場合

住所を異動して、佐賀中部広域連合の圏域外に転出された場合に、転出先の介護保険者の高額介護（予防）サービス費（年間上限分）の申請に必要な『自己負担額証明書』の発行を受けるために使用します。また提出することで、当連合分の高額介護（予防）サービス費の支給が発生する場合、その支給を受けることができます。

佐賀中部広域連合の域内に住所がある期間には使用することはありません。

また高額介護（予防）サービス費（年間上限分）の該当には条件があり、該当される方のみ使用します。

## 2. 高額介護（予防）サービス費（年間上限分）の条件について

以下の3つの条件を全て満たす必要があります。

① 1年間（8月～翌年7月）につき、世帯の介護保険の自己負担額の合計が446,400円を超えている。

●原則翌年の7月31日時点の世帯で計算します。

例えば平成29年度（平成29年8月～平成30年7月）の基準日は原則平成30年7月31日となります。

②現役並所得者世帯※に該当しない

※同じ世帯に課税所得 145 万円以上の方がおり、同じ世帯の 65 歳以上の方の収入の合計が 520 万円以上（単身の場合は 383 万円以上）である場合

③世帯の65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の全ての介護保険の自己負担の割合が1割である。

またこの制度は平成29年8月～平成32年7月までの時限措置であり、この期間以外は適用されません。

## 3. 申請に必要なもの

申請書の提出は郵送でも可能ですが、押印漏や通帳の口座番号の記入誤りに注意してください。

・高額介護（予防）サービス費（年間上限分）等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

・本人印鑑（認印）

・本人通帳（口座名義は、原則被保険者本人とする。）

やむを得ない事情により本人名義以外の口座（同一世帯の方又は親族に限る。）とする場合には、委任状の添付が必要となります。詳しくは問合せ先までご連絡ください。

※個人番号（マイナンバー）を記載される場合の確認書類

・本人の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（通知カード、個人番号カード等から1点）

・身元確認書類（本人の個人番号カード、運転免許証、住民基本台帳カード等顔写真付きの物から1点、顔写真付きでなければ、介護保険証、負担割合証、医療保険証、年金証書等官公署から発行された書類から2点）

■個人番号（マイナンバー）が入った書類の写しを郵送された場合、番号確認後当連合で、裁断し処分致します。

## 4. 申請書の提出後について

申請書提出後、『自己負担額証明書』を郵送します。（1ヶ月程度時間がかかる場合があります。）

受領した自己負担額証明書を基準日時点の住所の介護保険者に提出することになります。申請書等と合わせて提出を求められる場合がありますので、申請方法については、基準日時点の住所の介護保険者にお問合せください。

【問合せ先】

佐賀中部広域連合 給付課 給付係  
0952-40-1134